第4部 計画の推進

第1章 計画の策定体制

第3次伊丹市障害者計画及び伊丹市障害福祉計画(第4期)の策定は、伊丹市長が伊丹市 福祉対策審議会に諮問し、同審議会の意見を踏まえて策定するものです。

伊丹市福祉対策審議会では障がい者部会を設け臨時委員を委嘱し、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民公募委員等で構成する策定体制で計画を審議しました。

また、伊丹市障害者地域自立支援協議会の各検討会の活動報告・提言をうけ、より幅広い立場・分野からの意見集約に努めました。

具体の作業体制では、学識経験者・関係団体・庁内関係職員・関係行政機関の職員・相談支援事業者・福祉施設等による伊丹市福祉対策審議会障害福祉計画ワーキング会議により、障害福祉サービスや施策確保に関する方策を熟議しました。

また、平成26年7月に市内在住の障害者手帳所持者1,500人を対象に「伊丹市障害福祉計画」策定のためのアンケート調査を実施して、障がいのある人やそのご家族の生活状況や障害福祉サービスの利用状況・利用意向などの把握し、計画の見直しにあたっての基礎資料としました。

さらに、計画策定過程において、「伊丹市まちづくり基本条例」に基づき、市民意見表明制度(パブリックコメント)を実施して市民の意見を募り、市民参画のもとに取り組んできました。

第2章 計画の推進体制

(1) 推進体制および関係機関の連携

障がいのある人の施策は、福祉・保健・教育・労働などの行政分野のみならず、地域の協力、企業、関係団体、サービス事業所など多岐に及んでいることから、「伊丹市障害者地域自立支援協議会」のなかで、地域の関係機関が連携を図るとともに、幅広い意見交換を行い、各分野の各年度におけるサービスの実施状況や進行状況を共有します。

第4期計画において位置づけた会議(伊丹市地域移行調整会議、就労系サービス事業所連絡会、新卒者等進路先事業所連絡会、相談支援事業所連絡会)について、適正な運営と実質的な議論を行い、成果を上げるように努めていきます。

庁内においては横断的な連携を行い、各分野の進捗状況を把握するとともに、全庁的な取り 組みとして推進します。

(2)制度の普及啓発等

障害者総合支援法の目的である「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を実現するためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠です。市民とともに計画の着実な推進に努めます。

さらに、相談支援、障害福祉サービス、地域生活支援事業などに関する情報については、「広報伊丹」や「障がい者(児)福祉の手引き」、各種パンフレット、ホームページ等により利用しやすく、わかりやすい適切な情報提供を図ります。

(3) 人づくりおよび資質の向上

障害福祉サービスに係る人材の育成については、サービス提供に係る専門職員の養成や、障害福祉サービスに係る人材の質・量ともに確保することが重要です。

障がいのある人の地域での多種多様な生活様式を支える人づくりは一朝一夕に達成されるものではありません。法令に基づいた人員配置をして、適正なサービス提供体制を確保することはもちろん、自立支援協議会を核とした事業所同士のネットワークの活用など、多種多様な障がいのある人の生活様式を支えるための必要な技術や価値観を確認共有する場が組織されることを積極的に支援していきます。

相談支援業務従事者も新たに増え、相談支援事業所数は市域全体で平成26年度末に13カ所に達すると見込んでいます。相談支援専門員の孤立を防ぐために、相談支援専門員の連絡会を組織していきます。兵庫県の研修に参加をして、広域的な連携・交流を図り、資質向上のための機会を逃さないよう情報提供に努めます。

また、障がいのある人に関わるボランティアなど、同じ地域を構成する人としての関わりを 活かすことにより、身近な所での交流を深めます。

第3章 計画の進行管理体制

障害者計画及び障害福祉計画の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

計画の目標達成のため、計画の策定後は施策の進捗状況等を取りまとめ、的確に施策の評価等を実施するとともに、「伊丹市障害者地域自立支援協議会」を開催し、関係者の参画を求め、幅広い立場から意見を聴き、計画の全体的な実施状況を点検・評価します。

なお、計画期間中に社会情勢等の変化や、新たな国・県の施策や事業の変更など、本市の障害福祉行政に大きな影響を及ぼす動きも予測されるため、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

また、障害者総合支援法においては、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、 分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を 講じること(PDCAサイクル)とされています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

【計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ】

(1)計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、伊丹市福祉対策審議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について市ホームページ等で公表します。

(2) 点検・評価結果の反映

伊丹市福祉対策審議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。



1 諮問書

伊健地障第1533号 平成25年10月29日

伊丹市福祉対策審議会

会長松原一郎様

伊丹市長 藤原保幸

第3次伊丹市障害者計画及び伊丹市障害福祉計画(第4期)の策定について

第3次伊丹市障害者計画及び伊丹市障害福祉計画(第4期)を策定するにあたり、下記の件について貴審議会の意見を求めます。

記

(諮問理由)

1. 第3次伊丹市障害者計画の策定について

障害者基本法では、障害の有無にかかわらず、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、地方公共団体の責務を明確にすると共に、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、総合的かつ計画的に推進することが規定されています。

また、地方公共団体が、地域における障がい者の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な計画を策定することが規定されており、本市におきましても、平成9年に「伊丹市障害者計画」を、平成18年1月に「第2次伊丹市障害者計画」を策定しました。

「第2次伊丹市障害者計画」期間において、障害者自立支援法の施行(平成18年10月から)、障害者基本法の改正(平成23年施行)、障害者虐待防止法(平成24年施行)、障害者優先調達推進法(平成25年施行)、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律(平成25年施行)、障害者総合支援法(平成25年施行)など、新法の制定や制度改変が著しいため、第2次計画期間を延長していました。

平成25年9月に、障がい者施策に関して国が定めるもっとも基本的な計画である「障害者基本計画(第3次)」が策定されましたので、これに基づき、本市においても平成27年度から平成32年度の6年間を計画期間とする「第3次伊丹市障害者計画」を策定したいと考えます。

2. 伊丹市障害福祉計画 (第4期) の策定について

障害者総合支援法では、障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわ しい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや地域生活支援事 業等の支援を総合的に行なうことが必要とされています。また、それらの供給体制の確保や実施 に関することを障害福祉計画として定めることが規定されています。

今後も、障害者総合支援法の見直し等が予定され制度改変が継続する予定ですが、伊丹市が重 点施策として掲げてきた「相談支援」「地域移行・地域定着」「障害者就労促進」など重要性が高 いものは残しつつも、障がい者の置かれている環境やその他の事情を勘案した次期障害福祉計画 の作成が必要になっています。

また、平成 26 年度は「障害福祉計画(第3期)」計画期間の最終年度にあたり、平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とした次期障害福祉計画を平成 27 年 3 月までに定めることとされています。

障がい者施策に関する基本計画「第3次伊丹市障害者計画」と市が提供する障害福祉サービスの確保と実施に関する計画である「伊丹市障害福祉計画(第4期)」の両計画を同時に進めることで、整合性のとれたものにし、施策の効果を高め、さらには両計画を一体化した構成に仕上げることで、市民の皆様にとってわかりやすい計画を策定したいと考えます。

上記について、より多くの市民から幅広い支持を得て地域の実情に応じた実効性の高いものに するために、学識経験者・保健医療関係者・福祉関係者・当事者等のご意見を十分に踏まえるこ とが必要であると考えており、貴審議会にご意見を求めるものです。

2 中間報告書

第3次伊丹市障害者計画及び伊丹市障害福祉計画(第4期)中間報告について

伊丹市福祉対策審議会は平成25年10月29日に、伊丹市長から「第3次伊丹市障害者計画 及び伊丹市障害福祉計画(第4期)」の策定について諮問を受け、専門部会として設置された「障 がい者部会」および「障害福祉計画ワーキング会議」において、鋭意検討を重ねてまいりました。

両計画の策定にあたりましては、国や県の指針、近年行われている障がい者制度改革を踏まえ、 これまでの計画の進捗状況を検証すること、当事者団体へのヒアリング、アンケート調査の結果 を伊丹市の現状として分析し、本市の実態に即した新しい課題に対応することに留意をいたしま した。

障害者計画では、「障害の有無によって分け隔てられることの無い共生社会の実現」を理念と掲げ、施策各分野の基本的な事項を定めました。

障害福祉計画では、地域における共生社会の実現のため、グループホーム整備推進を果たして 来た従来の実績を踏まえ、今期計画では、知的障がい者や精神障がい者の高齢化対策、精神障が い者の夜間緊急時等への対応など、より具体的な課題認識のもと、次に掲げる3点を重点施策と してとりくむことを定めました。主な内容は次のとおりです。

まず、1つ目の「身近な相談支援体制の整備」につきましては、障害福祉サービス利用に先立ちサービス等利用計画の作成が必須化したため、指定特定相談支援事業所の新規開設が増えており、新規事業所を含めた相談支援体制を確認するとともに、相談支援専門員資質の向上、伊丹市障害者地域自立支援協議会の活性化にとりくむこと等を明記いたしました。

2つ目の「地域移行・地域定着支援の充実」につきましては、引き続き、地域生活総合支援施設から地域移行の推進、グループホーム設置促進、重度化高齢化対応、地域生活支援拠点の整備など示し、地域移行・地域生活継続のために今後必要とされる、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの見込を行いました。障がい児支援については、子ども子育て支援法に則り、専門的な支援の確保及び共生社会形成促進の観点からライフサイクルー貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制について、示しています。

3つ目の「就労支援の推進」につきましては、障害者就労支援ネットワークを活用し、低調となっている福祉施設からの一般就労へ移行促進策について検討し、その他、福祉施設の工賃向上策について示しています。

ここに、福祉対策審議会全体会に報告いたします。

なお、本計画については国の指針等を踏まえ、今後、答申までに修正を行う場合があり得ます ことを申し添えます。

平成26年12月

伊丹市福祉対策審議会障害者部会長 松端克文

3 答申

伊福審第9号 平成27年1月27日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市福祉対策審議会会 長松原 一郎

第3次伊丹市障害者計画・伊丹市障害福祉計画(第4期)について(答申)

平成25年10月29日付け伊健地障第1533号で伊丹市長から諮問のありました 第3次伊丹市障害者計画・伊丹市障害福祉計画(第4期)の策定につきましては、「障が い者部会」を4回、「障害福祉計画ワーキング会議」を5回開催し、アンケート調査及び ヒアリング調査等により本市の現状、課題、社会状況等を踏まえ、検討を重ねてまいりました。

その結果、障害者計画では、「障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現」を理念と掲げ、施策各分野の基本的な事項を定めました。障害福祉計画では、グループホーム整備推進を果たしてきた従来の実績を踏まえ、今期計画では、知的障がい者や精神障がい者の高齢化対策、精神障がい者の夜間緊急時等への対応など、より具体的な課題認識のもと、「身近な相談支援体制の整備」「地域移行・地域定着支援の充実」「就労支援の推進」の3点を重点施策として定めました。

それぞれ別添のとおり「第3次伊丹市障害者計画・伊丹市障害福祉計画(第4期)案」として取りまとめましたので答申いたします。

以上、本答申の趣旨を踏まえ、すみやかに両計画を策定されることを要望いたします。

4 伊丹市福祉対策審議会委員名簿

役職	氏 名	区分	所 属 名
会長	松原 一郎	学識経験者	関西大学社会学部教授
委員	竹中 秀夫	学識経験者	伊丹市医師会会長
副会長	藤井 博志	学識経験者	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
委員	中村 陽子	学識経験者	園田学園女子大学人間健康学部教授
委員(障がい者 部会 部会長)	松端 克文	学識経験者	桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授
委員	高鳥毛 敏	進 学識経験者	関西大学大学院社会安全研究科教授
委員(障がい 者部会委員)	原田 賀代	子 社会福祉団 体の代表者	伊丹市社会福祉協議会会長
委員	加藤 さと	子 社会福祉団 体の代表者	阪神北県民局宝塚健康福祉事務所福祉室長
委員(障がい 者部会委員)	篠原 真由	社会福祉団 体の代表者	伊丹市身体障害者福祉連合会理事・相談員
委員	高橋 玉平	社会福祉団 体の代表者	伊丹市老人クラブ連合会副会長
委員	今池 壽子	社会福祉団 体の代表者	伊丹市婦人共励会副会長
委員(障がい 者部会委員)	阪上 繁昭	社会福祉団 体の代表者	伊丹市民生委員児童委員連合会会長
委員(障がい 者部会委員)	稗田 康雄	社会福祉団 体の代表者	伊丹市自治会連合会副会長
委員(障がい 者部会委員)	岸章子	社会福祉団 体の代表者	特定非営利活動法人伊丹市手をつなぐ育成会理事長
委員	田﨑 幹雄	社会福祉団 体の代表者	社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会オアシ ス千歳施設長
委員(障がい 者部会委員)	氏田 祐資	市民公募	
委員	高野 凰	市民公募	
障がい者部会 臨時委員	藤原慶二	学識経験者	関西福祉大学社会福祉学部講師
障がい者部会 臨時委員	川島 知子	社会福祉団 体の代表者	あじさいの会会長
障がい者部会 臨時委員	岡田 智子	社会福祉団 体の代表者	特定非営利活動法人ICCC理事長
障がい者部会 臨時委員	星屋 敏章	市民公募	

5 伊丹市障害福祉計画 ワーキング会議名簿

役 職	氏名	所 属 名
委員長	藤原慶二	関西福祉大学社会福祉学部講師
委員	篠原 真由美	伊丹市身体障害者福祉連合会・障害者相談員
委員	川﨑春恵	伊丹市肢体不自由児者父母の会会長
委員	岸章子	特定非営利活動法人伊丹市手をつなぐ育成会理事長
委員	川島 知子	あじさいの会会長
委員	小山 達也	社会福祉法人いたみ杉の子法人本部長
委員	白井 佳之	社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会 地域福祉推進室長
委員	友澤 良介	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 伊丹東有岡ワークハウス施設長
委員	玉木 伸宜	社会福祉法人 協同の苑さつき所長
委員	李 国本 修慈	有限会社しえあーど代表取締役
委員	岡田 智子	特定非営利活動法人ICCC理事長
委員	清水健一	社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会 伊丹市地域生活支援センター長
委員	春藤 由里子	阪神北県民局伊丹健康福祉事務所地域保健課長
委員	西上 しのぶ	医療法人水光会伊丹天神川病院 医療福祉相談室
委員	前野 秀之	社会福祉法人いたみ杉の子 相談支援事業所ウイズゆう所長
委員	鮫島 美穂子	伊丹公共職業安定所 専門援助部門統括職業指導官
委員	中村 恒孝	株式会社きると代表取締役
委員	竹本 隆司	兵庫県立こやの里特別支援学校進路指導部長
委員	氏田 祐資	市民公募
委員	星屋・敏章	市民公募

6 第3次伊丹市障害者計画及び伊丹市障害福祉計画(第4期)策定経過

開催年月日	会議内容	審議案件
平成 25 年 10 月 29 日	第1回 伊丹市福祉対策審議会 全体会	・諮問
平成 26 年 2月 27日	平成 25 年度第2回 伊丹市障害者地域自立 支援協議会	・障害福祉計画(第3期)の進捗状況を報告
平成 26 年 3月5日	当事者・関係者団体 ヒアリング会	・第2次障害者計画のつみ残した課題と第3次障害者計画に期待することについて
平成 26 年 6月5日	伊丹市福祉対策審議会 第1回障がい者部会	 1. 障害者計画等の進捗状況について 2. 障害者計画及び障害福祉計画に関する基本的考え方 3. ワーキング会議の進め方 4. ニーズ調査にかかるアンケート
平成 26 年 6月 19 日	第1回伊丹市障害福祉計画ワーキング会議	「伊丹市における障害者相談支援体制の整備について 1. サービス提供確保に関する基本的考え方について 2. 伊丹市の相談支援体制(現状と今後の方向性) 3. 基幹型相談支援センターについて 4. 「地域定着支援」の普及策について 5. 相談支援事業所の資質の向上について 6. 計画値(数値目標)について
平成 26 年 7月 10 日	第2回伊丹市障害福祉 計画ワーキング会議	「精神障がい者の在宅サービス等の充実」 1. 精神障がい者の地域生活支援サービスの現状と課題 2. 精神障がい者のショートステイの確保策について 3. 訪問介護事業所の職員の精神障がい者に対する支援能力向上 4. 相談支援の充実(緊急時の人的支援強化) 5. 家族支援(緊急時の避難先)の確保 6. 医療機関との連携 7. 住宅の確保
平成 26 年 7月 17日	平成 26 年度第1回 伊丹市障害者地域自立 支援協議会	・計画等策定の進捗状況を報告
平成 26 年 7月31日 (木)	第3回伊丹市障害福祉 計画ワーキング会議	「障がい者の就労支援について」 1. 就労支援の推進 2. 福祉施設から一般就労への移行を推進 3. 工賃アップへの取り組み 4. 社会参加機会の確保
平成 26 年 7月 17日~ 8月 4日	アンケート調査実施	・伊丹市内在住の 1,500 人(身体障害者手帳所持者: 1,000 人療育手帳所持者: 300 人、精神障害者保健福祉手帳所持者: 200 人) に郵送配布・郵送回収・回収結果: 728 件(回収率: 48.5%)

開催年月日	会議内容	審議案件
平成26年 8月8日	伊丹市福祉対策審議会 第2回障がい者部会	・ワーキング会議での委員からの意見を盛り込んだ計画 文案について
平成 26 年 8月 28日	第4回伊丹市障害福祉 計画ワーキング会議	 基幹相談支援センターについて 障がい児支援について 高齢知的障がい者について
平成 26 年 9月11日	第5回伊丹市障害福祉 計画ワーキング会議	 1. 住まいの確保 2. 相談について 3. 障がい児に関する項目について
平成 26 年 10 月 23 日	伊丹市福祉対策 審議 会 第3回障がい者部会	・第3次伊丹市障害者計画・第4期伊丹市障害福祉計画 骨子案について
平成 26 年 11 月 7 日	第 1 回障害者計画庁内 推進会議	・障害者計画の分野別施策の基本的方向性の報告・検討 ・障害者差別解消法の周知
平成 26 年 12 月1日	伊丹市福祉対策審議会 第4回障がい者部会	・第3次伊丹市障害者計画・伊丹市障害福祉計画(第4期)の素案について
平成 26 年 12 月 7 日	第2回 伊丹市福祉対策審議会 全体会	・第3次伊丹市障害者計画・伊丹市障害福祉計画(第4期)の素案について
平成 26 年 12 月 22 日 ~1 月 9 日	パブリックコメントの 実施	・第3次伊丹市障害者計画・伊丹市障害福祉計画(第4 期)案の公表、市民意見の募集
平成 27 年 1 月 21 日	第3回 伊丹市福祉対策審議会 全体会	・第3次伊丹市障害者計画・伊丹市障害福祉計画(第4期)の答申案の決議
平成 27 年 1 月 27 日	答申(市長へ)	・福祉対策審議会より答申